

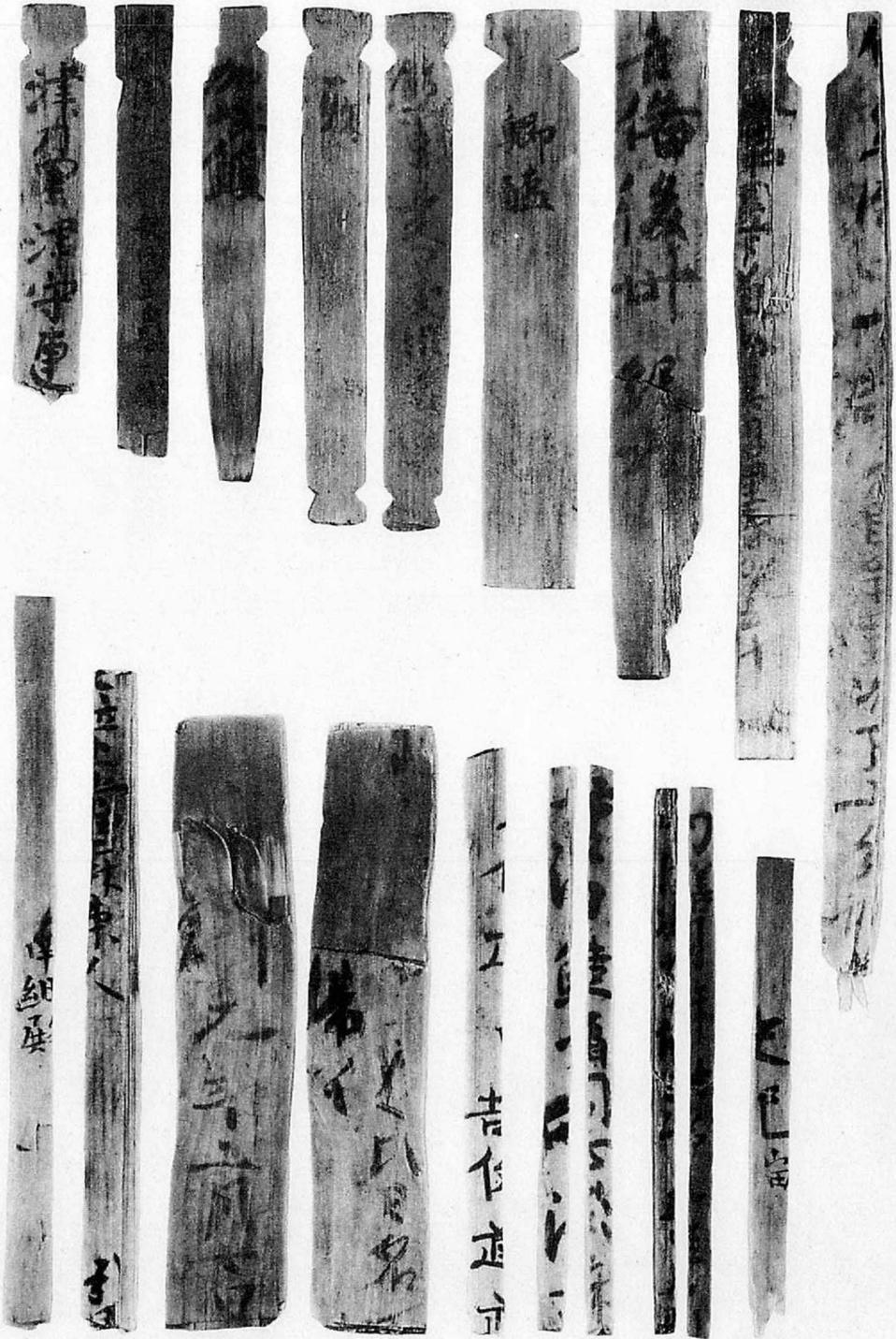
昭和五十五年四月
飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報(五)

藤原宮出土木簡
(四)

奈良国立文化財研究所



(2 : 3, ただし上段右から2点目は1 : 2)



この概報にはさきに公刊した「藤原宮出土木簡(三)」(昭和54年3月)以後、藤原宮の調査で出土した木簡について、その主要なものを収録した。

一、木簡出土の地点と状況

第七次調査(6AJA・6AJB区)

昭和54年9月～55年3月

本調査は藤原宮東面北門を中心とする地区で行ない、約二二〇〇㎡を発掘した。調査区は昨年度行なった第24次調査の北に接する。

検出した遺構は古墳時代から平安時代まで及ぶが、藤原宮期の主要な遺構は、宮東面北門SB2300・宮東面大垣SA175・外濠SD170・内濠SD2300などである。木簡はSD170・SD2300から総点数八八〇点が出土した。

SD170は東面大垣SA175の東約二〇mを北流する素掘りの南北溝で、宮東面外濠に当る。幅約五・五m、深さ一・二mで、全長約五〇mを検出した。堆積土は四層に分れる。第一・二層は埋めたてた土で、第一層から少量の土器、第二層から多量の瓦が出土した。第三・四層は水流によって

堆積した土層で、木簡はこの第三・四層から瓦・土器・木材片とともに八七八点出土した。

SD170はこれまで六個所の調査で検出し、そのうち四個所で総計四四〇点余の木簡が出土している(奈良県教育委員会『藤原宮』、奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一』『同二』)。このうち特に本調査区に南接する第24次調査では、本調査と同一層位から三三八点が出土している。

出土木簡の年代については、和銅元年のものが三点あり、また荷札もすべて「郡」表記で、官司名・位階の表記からみても、大宝令施行以後のものと考えられる。内容的に注目すべきものとしては、宮城門号と考えられる「少子部門・建部門」と記すものがあり、藤原宮宮城門号を考える史料となる。官司名では、神祇官、馬寮、内膳司、織部司、造酒司、造兵司、造木画処に関するもの、また建物の名称として□大殿、南細殿、さらに寺名として大官大寺と記すものも出土している。

SD2300はSA175の西約一・二mを北流する素掘りの南北溝で、宮東面の内濠に当る。幅約二・五m、深さ約八〇cmで、全長三七mを検出した。堆積土は三層に分れるが、木簡は第三層から二点出土した。SD2300は第24次調査で

も検出し、大部分削屑であるが、木簡五七三点が出土している。

なお、第23—5次調査（G A J M—C区 昭和54年3月—4月）において、宮西面外濠SD260から墨痕のある斎串、半円形の板が出土しているが、収録しなかった。

二、凡 例

(一) 积文は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列するのを原則とした。

(二) 最上段に出土地点（アルファベット・数字）、次の段に形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。なお本概報では千位の6を省き三桁の数字で表わした。

6011型式 長方形の材。

6015型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって

原形の失われたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小形矩形のもの。

6025型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

6061型式 原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

(三) 積文に加えた符号はつぎの通りである。

くく 抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■ 抹消により判読困難なもの。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□□□□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

□□□□□□ 記載内容からみて上または下に少くとも一字以上の文字を推定したもの。

「」 異筆、追筆

∟ 合点

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

〔 〕 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

() 右以外の校訂注および説明注。

(四) 積文の出土地点の上に付した*印は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。*は図版一に、*は図版二に掲げた。

UB 29 081 謹解

UD 29 011

味物忽賜欲

PO 30 081

UF 29 011 末呂亦甚

奉乙末品

UB 30 081

PJ 30 081 日下

麻呂

UE 29 019

PJ 30 081 日

* PO 30

019 少安 前謹申

「受受受」

UF 29 081 戸主若田了倭 戸主若田ア

大嶋里

PP
30
081

真宮

PO
29
019

真吉

UD
30
081

首
伯父
万呂
呂

PQ
29
081

忌寸
万呂

PI
29
019

刑部

UE
29
019

水取連
麻
呂

PQ
29
081

大官大寺

**
PI
29
011

南細殿

PK
30
039

大殿

UB
29
081

評
家人
崔了安末呂

UC
29
019

官奴
者不奉

UF 29 019 · 藥師 □ □ □ □

□

UD 29 081 · □ □ □ □ □

· □ □ 齊食

** UC 29 081 □ □ [史記] 山田

UD 29 019 · 替正五位下佐從五 □

· 替正五位下佐從 □ [五]

PN 30 081 · □ 衛士四人馬人豐 □ [場]

□

PS 29 081 · □ 月 □ [九] 日申時 □ □

· 秦連若麻呂奉 □

** PQ 29 011 · □ [多] 遲 □ □ 比日名 □

□ [掃] 守 □ □

· □ 銅元年二月七日

PR 29 081 □ □ □ □ □ 和銅元年九月 □

* UC 29 081 · □ □ □ □ 和銅元年五 □

· □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

PJ 29 081 五月廿三 □

UE 29 039 安藝國守藝郡□里

倉椅了□□調塩三斗
[名代]

PQ 30 033 (近江國) 淺井□□里人

梁田布西臣□身
[船]

PK 30 019 周防國□郡□□

□□麻呂□□
[調]

PR 29 039 國長郡□□

□

** UB 29 039 參河國波豆郡矢田里白髪了小□□

** PP 29 031 錦了里身人了支波□□

UD 30 081 (武藏國)解 又良□郡 大井□里
[田]

一牧
[致]

□ 厩 □ □ □
[田]

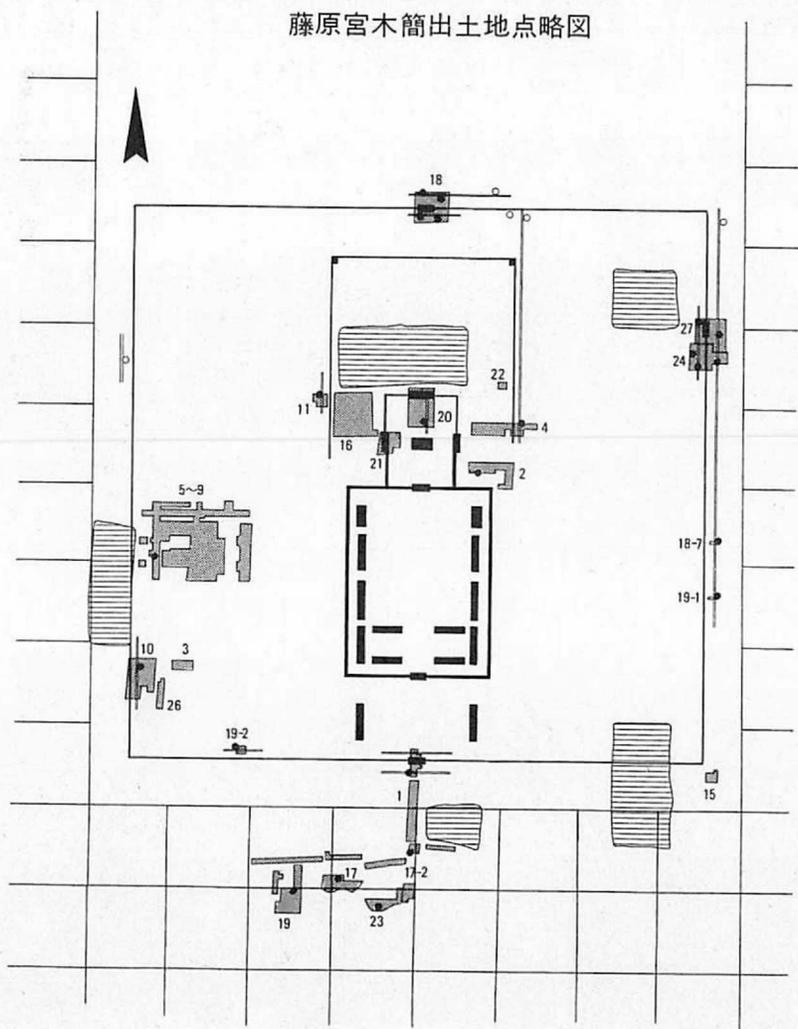
UE 29 032 □□里葛木直□□

** UD 29 039 (摂津國武庫郡) 津乃里津守連□

PK 29 039 □□□ 大井里人

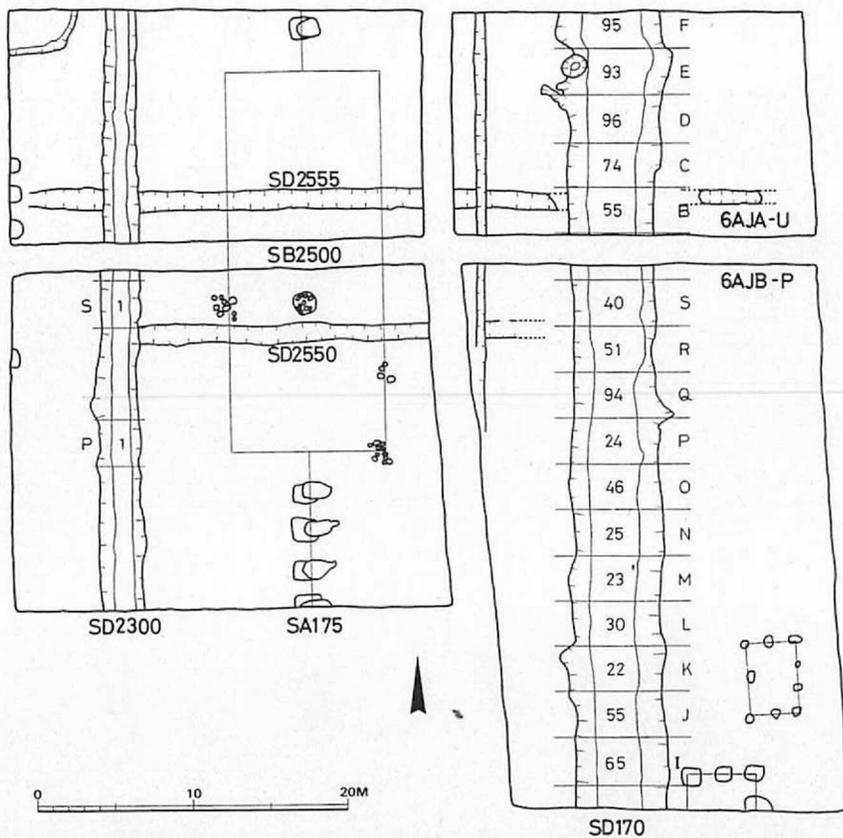
** PJ 29 039 伊豆國田方郡□自牟里次了二分調□□
[荒]

藤原宮木簡出土地点略図



- 文化財研究所調査
 - 奈良県調査
- 数字：調査次数

第27次調査の遺構と木簡の出土状況



3 m間隔の小地区ごとに木簡の出土点数を記す。